

中国の環境対策 1.3兆円市場に

深刻な環境汚染問題を抱えている中国は、国を挙げて大気、水質、土壌汚染防止に関する中長期計画に取り組んでいる。2013年9月に「大気汚染防止行動計画（大気十条）」を公布したのをはじめ、15年4月に「水質汚染防止行動計画（水十条）」、16年6月には「土壌汚染防止行動計画（土十条）」を公布している。大気、水質、土壌とも深刻な事態から抜け出していないものの、国務院から最近公表されたデータを見ると、「水十条」の動きに連動した水関連企業の売上高やその利益構造に変化の兆しが表れている。21年に売上高は1兆2370億円に達するとの予測も出ている。

水十条とは

水十条は10条35項目からなり、238の政策が盛り込まれている。項目には①水質汚染物質排出の全面抑制②経済構造の転換促進（再生水の積極的な利用など）③水資源の保護と節水④浄化技術の研究実証支援強化⑤水関連の市場メカニズム機能強化（水道料金の合理化、污水处理費の徴収）⑥法の執行・監督管理の強化（警告制度による法的執行力の強化など）⑦水環境管理の強化（目標評価設定）⑧水源地の安全性強化⑨地方政府の責任強化（実績評価制度の導入など）⑩国民の環境保護意識の向上や社会的監督の強化一などである。

今までの水質汚染防止対策と異なるのは、多くの数値目標が設定されたことである。例えば、2020年までに全国の水使用量を6700億立方メートル以下に抑えるとの目標が設定されている。また、国内総生産（GDP）1万元当たり、水の使用量を35%削減（13年比）し、7大河流域の水質を5段階評価で3以上の割合を70%以上にする。さらに、都市部の污水处理率を95%（目標は85%）、水不足の都市



環境汚染を抱える中国。大気だけでなく水質、土壌も深刻
＝1月、北京（AP）

での再生水利用率を20%に引き上げるなどが盛り込まれている。

中国の水関連市場の動向

水十条の実施は、污水处理産業と再生水利用産業界を下支える格好になっている。法規制の執行は厳しさを増し、大

手企業による自主的な污水排出抑制の動きもみられ、これらに關係する水関連企業にとって絶好なビジネス機会が創造されつつある。

（1）污水处理・再生水利用産業の売上高と収益実績

① 2013年の売上高は約298億円（約

4912億円）で前年同期比21%増。収益は約37億円で前年同期比31%増。

② 2014年の売上高は約350億円（約5773億円）で前年同期比約10%増。収益は約45億円で前年同期比9.15%増。

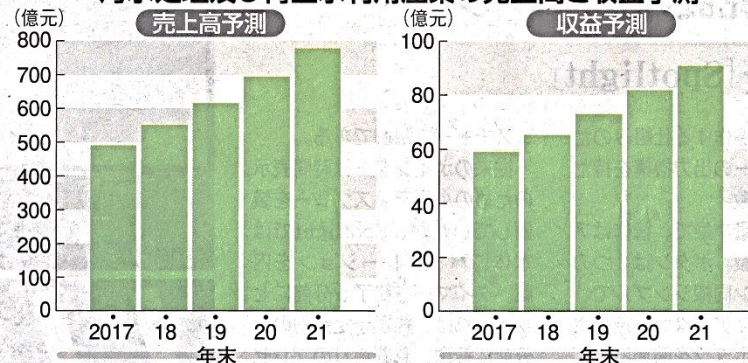
③ 2015年1～9月期までの売上高は約295億円（約4861億円）で前年同期比11.43%増。収益は約34億円で前年同期比6.62%増加している。

（2）1兆3000億円市場に

污水处理・再生水利用産業の売上高は2017年に492億円（約8118億円）と予測されている。さらに2017～21年の5年間の年平均成長率は12.21%と見込まれ、21年時点の同産業の売上高は780億円（約1兆2870億円）が確実視されている（グラフ）。この予測には、工業污水处理や水再生循環利用分野は含まれていないが、同分野の市場も年率12～15%増の成長が見込まれている。

一方、飲用水源の深刻な汚染と、旧態依然とした浄水設備や給水管網の劣化により、安全な飲用水が確保できないため、ボトルウォーターの需要が急増している。2014年のボトルウォーターの売り上げは185億ドル（約2兆2000億円、カナダ政府調べ）で、19年までに倍増すると予測している。しかし、北京ボトルウォーター協会の発表（15年4月）によると、北京にある宅配水販売業者1万店のうち正規登録者は約50～60%しかないように、宅配水の安全性にも大きな疑問が投げかけられている。

污水处理及び再生水利用産業の売上高と収益予測



出所:既に公表されているデータからチャイナ・ウォーター・リサーチ社が編集

海水淡水化を促進

中国の国家海洋局は2017年1月、「第13次5カ年計画」(2016~2020年)における海水淡水化の促進計画を発表した。それによると、中国沿海部の重点都市、島嶼地区、産業パークで海水淡水化能力を増強し、計画期間末の海水淡水化総規模は日量220万トンを目標にしている。沿海都市部では日量105万トン以上の新設増強、島嶼系では日量14万トン以上の設備増強を目指している。2015年末現在、全国で建設された海水淡水化プロジェクトは121件で造水日量は約100万トンである。

環境保護税 18年1月導入

16年末に「環境保護税法」が議会通过し、18年1月1日から税が徴収される。環境対策に狙いを絞った税の法制化は初めてである。この法案は、汚染排出の多い企業に多額の税金納付を課し、汚染排出の少ない企業には税の減免措置を実施するものである。これにより税収は大幅に上昇し、年間の環境保護税の規模は500億元(約8250億円)に上ると予測されている。

従来の汚染排出費制度に比べ、「環境保護税」には2つの特徴がある。一つは、税額の大幅引き上げ。大気汚染物質は毎汚染当量に対し1.2元から12元(約20円から200円)、水質汚染物質当量は1.4元から14元(約23円から231円)に10倍を限度に引き上げられる。

もう一つの特徴は、大幅に排出削減を達成した企業には税減免措置を実施することである。大気汚染物質や水質汚染物質が規定排出基準値を30%下回れば、75%の環境保護税が減免となる。また、従来、汚染排出費の収入配分は中央政府に

香港の汚水処理場。大陸内の多くはこうした設備が整っていない
(ブルームバーグ)



吉村和就(よしむら・かずなり) グローバルウォーター・ジャパン代表、国連環境アドバイザー。1972年荏原インフィルコ入社。荏原製作所本社経営企画部長、国連ニューヨーク本部の環境審議官などを経て、2005年グローバルウォーター・ジャパン設立。現在、国連テクニカルアドバイザー、水の安全

1、地方政府に9だったが、これからはすべて地方政府の収入として国は関与しないとしている。

このように中央政府は次々と環境政策

を打ち出しているが、中国ビジネスの特徴として「地域によって国家政策の浸透の度合いがまったく異なる」ことに留意しなくてはならない。



保障戦略機構・技術普及委員長、経済産業省「水ビジネス国際展開研究会」委員、自民党「水戦略特命委員会」顧問などを務める。著書に『水ビジネス 110兆円水市場の攻防』(角川書店)、『日本人が知らない巨大市場 水ビジネスに挑む』(技術評論社)、『水に流せない水の話』(角川文庫)など。